

事項	現行規定	新法の規定	その他
会員	○日本学術会議法 第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。 3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。 4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。 6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。 7 会員には、別に定める手当を支給する。 8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。	第九条 日本学術会議会員（以下「会員」という。）の員数は、二百五十人とする。 2 会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、第二十八条から第三十一条までに定めるところにより、総会が選任する。 3 会員の任期は、六年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 会員は、一回に限り再任されることができる。 5 政府又は地方公共団体の職員（非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員であるものを除く。）は、会員となることができない。 6 会員は、満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する。	○有識者懇談会最終報告書 ・学術に関する重要事項の審議を主な機能・役割とする学術会議においては、学術の在り方を問い直すことも含めた学術の方向性や学術と社会の関係などを俯瞰的に議論するための高いダイバーシティを確保することも必要である。 外国人会員の重要性についても海外アカデミーへの調査で改めて確認されたところである。性別、所属機関、地方在住者、若手研究者などとともに、新分野・融合分野などの学術的なダイバーシティや国際的な研究・業績など国際的な観点におけるダイバーシティの維持・向上に努めることが特に強く求められる。

事項	現行規定	新法の規定	その他
連携会員	○日本学術会議法 第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。 2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。 3 連携会員は、非常勤とする。 4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。	なし	○有識者懇談会最終報告書 ・連携会員については、法定事項とはせず学術会議の内規により運用することとする方が法人化のコンセプトに沿

	○日本学術会議法施行令 (連携会員の任期等) 第一条 日本学術会議連携会員(以下「連携会員」という。)の任期は、六年とする。ただし、一定の期間内に限ってその職務を行わせることが必要である場合には、六年未満の任期を定めて任命することを妨げない。 2 連携会員は、再任されることができる。 (連携会員の辞職) 第二条 会長は、連携会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったときは、その辞職を承認することができる。 (連携会員の退職) 第三条 会長は、連携会員に連携会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議法第二十八条の規定による規則(以下単に「規則」という。)で定めるところにより、当該連携会員を退職させることができる。 (雑則) 第四条 この政令に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、規則で定める。 ○日本学術会議会則 (連携会員の任期の例外) 第七条 日本学術会議法施行令(平成十七年政令第二百九十九号、以下「令」という。)第一条第一項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年以下の必要な期間を定めて日本学術会議連携会員(以下「連携会員」という。)を任命することができる。 2 前項に定めるもののほか、令第一条第一項ただし書の規定に基づき、学術会議の活動に参画させるため、必要な期間を定めて連携会員を任命することができる。 (会員及び連携会員の選考の手続) 第八条 会員及び連携会員(前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。)は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。 2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名		ったものになる。たとえば、会員がまとめ役として方針等を決定し、会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みとして整備することが考えられる。 その場合には、法定組織である従来の「連携会員」との混同を避けるため、「連携会員」以外の名称(たとえば「協力会員」とすることが考えられる。
--	---	--	---

簿を作成し、幹事会に提出する。

3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。

4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

6 その他選考の手續に関し必要な事項は、幹事会が定める。

（連携会員の補欠の者の任期）

第十一条 連携会員の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

（連携会員の再任）

第十二条 連携会員の再任の回数は、二回を限度とする。ただし、任命の時点で七十歳以上であるときは、当該任期限りとする。

2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。

3 第一項の規定は、第七条第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

（連携会員の辞職）

第十三条 令第二条の辞職の申出があったときは、会長は、その承認について、幹事会の同意を得なければならない。

2 幹事会は、前項の同意をするに当たり、第九条第三項の委員会の意見を求めることができる。

（連携会員の退職）

第十四条 幹事会は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると認めるときは、令第三条に基づき当該連携会員を退職させることを、会長に求めることができる。

2 前項において、幹事会は、第十条第二項の委員会の意見を聴かななければならない。

3 前項において、第十条第二項の委員会は、当該連携会員に弁明の機会を与えなければならない。

（連携会員の手当）

第十五条 連携会員には、別に定める手当を支給する。